

図書館が 開館30周年を迎えました

鳥羽市立図書館 ☎ (26) 4555

現在の鳥羽市立図書館は、平成元年7月に開館し、今年で30周年を迎えます。

みなさんへの感謝とともに、より一層図書館を身近に感じていただくため、本の貸し出しや図書館行事参加につきスタンプを押印し、スタンプを10個集めたかたに記念品をプレゼントします。

さまざまな
ジャンルの
本が約18万冊
あります

限定300個
本の持ち運びに
ぜひ♪



毎月、おはなし会
など楽しい
行事をたくさん
開催しています♪

※くわしくは、P26 図書館
だよりをご覧ください。

期間 7月2日(火)から ※記念品がなくなり次第終了します。

対象者 希望者(鳥羽市立図書館利用カード登録者)
※1人1回限り

記念品 オリジナルトートバッグ

- 内容**
- スタンプカードの配布を希望するかたは図書館カウンターへ申し出てください。
 - 貸し出しにつきスタンプ1個(1日1回限り) およびおはなし会などの図書館行事参加につきスタンプ2個を押印します。
 - スタンプが10個集まりましたら、図書館カウンターへ提出してください。記念品と交換します。



注意事項

- スタンプカードを紛失した場合は、再スタートになります。
- 家族やほかのかたのスタンプカードと合わせることはできません。
- 図書館利用カードの登録条件は、鳥羽市在住・通勤・通学しているかたなどで、作成時には、本人確認書類が必要となります。これから作成するかたは、事前に問い合わせてください。

国民年金の 保険料の 免除・猶予制度

市民課保険年金係

☎ (25) 1148

伊勢年金事務所

☎ 0596(27) 3601

経済的な理由などで国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請をして認められると保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 全額免除・一部免除制度
② 納付猶予制度
③ 学生納付特例制度

下表のように、保険料の免除が認められると、一定の割合で将来の年金額に反映されます。また、免除・猶予期間は、納付した期間と同様に年金を受給するときに必要な受給資格期間に算入されます。ただし、一部免除の場合は、減額された保険料を納付していることが必要です。(※1)

将来受け取る年金額を増額するために、10年以内であれば免除または猶予された保険料を後から納めることができ、2年を過ぎると加算額が積みまますので注意してください。また保険料を未納の

保険料免除などと年金給付の関係

	納付	全額免除	一部免除 (※1)	納付猶予 学生納付特例	未納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間に算入されるか?)	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金 受給資格期間に 算入されるか?	○ されます	○ されます	△ されます	○ されます	× されません
年金額に 反映されるか?	○ されます	○ 2分の1が 反映されます	△ 免除割合に応じて 反映されます	× されません	× されません

平成31年4月から産前産後期間の免除制度が始まりました。年金受給額が減額されることなく産前後の保険料が免除される制度です。くわしくは、問い合わせてください。

まま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざというときに障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。納付が困難なときは①～③の申請をしましょう。